

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区立保育園等における腎臓病検診業務の委託について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部保育指導課、教育委員会学校運営課）

事業の概要

事業名	腎臓病検診(保育指導課)、幼稚園の腎臓病健診(学校運営課)															
担当課	保育指導課、学校運営課															
目的	下記対象者における腎臓疾患に起因する症状の有無について、採尿による検査を行い、必要に応じて医療機関へ繋げる等、就学前の健康管理及び保持に役立てる。															
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立子ども園及び区立保育園に在園する4歳児及び5歳児(保育指導課) ・ 区立幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児(学校運営課) 															
事業内容	<p>現在、保育園では入園前と年2回の内科医による定期健康診断を実施している。</p> <p>一方、子ども園及び幼稚園で実施する健康診断には、内科医による健康診断と併せ、眼科及び耳鼻科の他、尿検査を実施し、腎臓疾患に起因する症状発見に役立てている。</p> <p>今年度は子ども園の検査実施園児599名のうち3名の園児が、幼稚園の検査実施園児785名のうち21名の園児が、それぞれ2次検査を要する結果となった。平成26年度及び平成27年度においても、同程度の結果となっている。この検査については内科医による健康診断では補えないことから、今後は、保育園においても、4、5歳児の尿検査を実施し、就学前の健康管理及び保持に努め、安定した学校生活の開始に繋いでいく。</p> <p>【検査対象施設及び対象園児数】(平成28年5月1日在籍園児数)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 区立子ども園</td> <td style="width: 15%;">10所</td> <td style="width: 15%;">4歳児 300人</td> <td style="width: 15%;">5歳児 301人</td> <td style="width: 15%;">計 601人</td> </tr> <tr> <td>② 区立幼稚園</td> <td>14所</td> <td>3歳児 262人</td> <td>4歳児 249人</td> <td>5歳児 278人 計 789人</td> </tr> <tr> <td>③ 区立保育園</td> <td>10所</td> <td>4歳児 194人</td> <td>5歳児 190人</td> <td>計 384人</td> </tr> </table> <p>【実施方法・時期】</p> <p>第一次検診を、概ね4月から7月までに、対象児童全員について実施する。以降、検査結果に応じ、必要な児童について第二次及び第三次検診を実施する。採尿は自宅で行い、保護者が園に提出する。受託業者は、対象園を巡回し、検体を回収する。検査結果は、概ね7月から8月までに、受託事業者が各園に送付し、園を通じて保護者に配付する。</p>	① 区立子ども園	10所	4歳児 300人	5歳児 301人	計 601人	② 区立幼稚園	14所	3歳児 262人	4歳児 249人	5歳児 278人 計 789人	③ 区立保育園	10所	4歳児 194人	5歳児 190人	計 384人
① 区立子ども園	10所	4歳児 300人	5歳児 301人	計 601人												
② 区立幼稚園	14所	3歳児 262人	4歳児 249人	5歳児 278人 計 789人												
③ 区立保育園	10所	4歳児 194人	5歳児 190人	計 384人												

件名 新宿区立保育園等における腎臓病検診業務の委託について

保有課(担当課)	保育指導課、学校運営課
登録業務の名称	特定教育・保育施設の運営管理(保育指導課) 幼稚園の管理運営(学校運営課)
委託先	平成 28 年度 早川予防衛生研究所(子ども園) 早川予防衛生研究所、東京都予防医学協会(幼稚園) 平成 29 年度 子ども園及び保育園については、現時点では未定(見積もり競争による選定) 幼稚園については、小学校、中学校及び特別支援学校と合わせて、現行の事業者にて委託する予定
委託に伴い事業者へ処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【検査対象者に係る情報項目】 1 第一次検診(集団検診) 園名、氏名、年齢、組名、検査結果、番号、性別、生年月日(番号、性別、生年月日は幼稚園のみ) 2 第二次検診(第一次検診の結果で陽性の結果になった者) 上記 1 番と同じ。 3 第三次検診(第二次検診の結果、腎疾患の疑いのある者への精密検査) 園名、氏名、年齢、組名、検査結果、問診結果内容、病症の診断結果、番号、性別、生年月日(番号、性別、生年月日は幼稚園のみ) 4 対象園の巡回、検体の回収 園名、氏名、組名、番号、性別、生年月日(番号、性別、生年月日は幼稚園のみ) 5 検査結果報告書の作成 園名、氏名、年齢、検査結果、問診結果内容、病症の診断結果、組名、番号、性別、生年月日(組名、番号、性別、生年月日は幼稚園のみ)
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	検査に必要な設備及び分析技術を要するため
委託の内容	採尿による検査 1 第一次検診(集団検診) 早朝尿採取による①尿蛋白②糖③潜血 2 第二次検診(第一次検診の結果で陽性の結果になった者) 第一次検診と同検査を実施の上、尿蛋白、尿潜血の場合は沈渣及び顕微鏡検査を行う。 3 第三次検診(第二次検診の結果、腎疾患の疑いのある者への精密検査) 尿検査、腎臓専門員(小児科)・糖尿専門医(小児科)の聴打診及び問診、血圧・血液学的検査・血液生化学検査・免疫学的検査、その他必要と認められる検査 4 対象園を巡回し、検体を回収する。 5 検査結果報告書を作成する。
委託の開始時期及び期限	幼稚園 平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日まで(以降継続) 子ども園 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで(以降継続) 保育園 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 委託にあたり処理した情報と検査結果等を返却させる。 3 特記事項 15 に基づき、立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 委託先に新宿セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 3 提供した情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 4 電磁的媒体の処理に係るパソコンについては、ID・パスワードを設定し、使用者を制限させる。 5 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託完了後、消去させ、区職員が確認する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。